

令和2年6月1日から畳は1辺を50cm以下に裁断してから搬入してください（1日10畳分まで）。

広域クリーンセンター大田原には年間約4千枚を超える畳が持ち込まれます。畳はそのままでは焼却できないため、破砕機により裁断してから焼却していますが、持ち込まれる量が多く、破砕機の劣化・消耗が著しい状況です。機器の延命化と費用の抑制のため、搬入前に裁断をお願いするものです。また、広域クリーンセンター大田原は一般廃棄物の中間処理施設のため、産業廃棄物として処理すべき畳を排除し適正な一般廃棄物の受入れを促進させるといった目的があります。ご理解とご協力をお願いします。

●住居の建替え、増改築または解体を業者（建設業者や解体業者）により施工した場合、その際に発生する畳は産業廃棄物の繊維くずに該当します。これらは、施工業者に処分の義務があることから、広域クリーンセンター大田原では、受入れできません。また、施工依頼主が自ら搬入した場合であっても受け入れできません。

●建設業者や解体業者が、産業廃棄物として処理が必要な畳を一般廃棄物として畳店に処理を依頼することはできません。

●市の戸別収集を利用する場合も1辺が50cm以下に裁断する必要があります。

畳の受入区分表

畳の素材	搬入者			
	一般家庭	事業所	畳店	建設業者 (解体業者)
天然素材	○	○	○	×
プラスチック素材	○	×	×	×

○：自らが広域クリーンセンター大田原に持ち込む場合、あるいは一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合、受入可
 ×：産業廃棄物に該当するため、受入不可

※畳店は、一般家庭及び事業所の畳替えに伴い発生する天然素材の畳の処分を依頼された場合のみ受入可能です。

※畳の発生場所1か所当たりの1日の持込み量は、1辺が50cm以下に裁断されたもの10畳分とします。

※必要に応じて発生場所の現地確認を行います。